

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方への主な支援一覧

個人の方向け

※4月24日現在

給付・支給など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
個人	生活費	特別定額給付金	全国民に10万円を給付。 5月中旬に申請用紙を世帯に送付予定。	市役所:特別定額給付金班 (Tel52-0313(直通))
個人	児童手当	子育て世帯臨時特別給付金	令和2年4月分の児童手当受給者。	市役所:福祉事務所 児童障害係
個人 (受託事業)	生活費	臨時休業助成	小学校等の臨時休業に伴い子どもの世話のため契約した仕事ができなくなった場合の助成(定額4,100円/日)。	コールセンター (Tel0120-60-3999)
個人	家賃	住居確保給付金	離職者または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況の方で、住宅を喪失している人、または喪失するおそれのある人を対象に、家賃最長9か月相当分を支給。	市役所:福祉事務所 生活老人係
個人	学費	加茂市奨学資金貸付者給付金	加茂市奨学資金を借りている人で自宅通学者に1万円、自宅外通学者に3万円給付します(申込期限5月29日)。	市役所:学校教育課

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
個人	学費	奨学資金貸付	随時募集、無利子(償還10年以内) ▼高校:月額12,000円 ▼短大等:月額20,000～28,000円 ▼大学:月額27,000～30,000円 ※ひとり親世帯や非課税世帯などへの増額制度あり	市役所:学校教育課

問い合わせ 加茂市役所 (Tel52-0080)

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
個人	生活費	生活福祉資金 緊急小口資金 (貸付)	休業による収入が減額の世帯への貸付。 1世帯10万円(個人事業主1世帯20万円) 据置期間1年以内。 償還期間2年以内。無利子。	加茂市社会福祉協議会
個人	生活費	生活福祉資金 総合支援資金 (貸付)	失業により収入が減額した世帯への貸付。 1世帯1人15万円(1世帯2人以上20万円) を3か月間。 据置期間1年以内。償還期間10年以内。 無利子。	加茂市社会福祉協議会
個人	生活費	たすけあい資金 (貸付)	生活するうえで緊急的にお金が必要な場合。 1世帯10万円。据置期間なし。 償還期間2年。無利子。	加茂市社会福祉協議会
個人	生活費	生活資金(貸付)	県内に居住し新型コロナウイルス感染症の影響により、休職や時間短縮により収入が減少した者。 10万円以上30万円以内の融資。 利率年1.7%、返済5年以内。	新潟県労働金庫本店・支店 (加茂支店 Tel53-2371)
個人 (国民年金 第1号被保険者)	国民年金 保険料	保険料の免除、猶予	免除・納付猶予期間は令和2年2月～6月分。5月受付開始。	市役所:市民課、三条年金事務所
個人	電気料	電気料の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	東北電力お客さまセンター (Tel0120-175-466)
個人	ガス料金	ガス料金の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	北陸ガス長岡支社 (Tel0258-39-9011)
個人	水道・下水道料金	水道・下水道料金の支払い猶予	収入減等で料金の支払い猶予。	市役所:上下水道課
個人	税金	徴収の猶予制度の特例	収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。 担保提供不要で、延滞金もかかりません。	市役所:税務課

※新型コロナウイルス感染症緊急対策について、連休中(5月10日までの土日祝日、午前8時30分～午後5時15分)も問い合わせのための窓口を開きます。
相談窓口 市役所1階 商工観光課、福祉事務所、社会福祉協議会、市役所3階 特別定額給付金班

※新たな支援や支援内容に変更があった場合は、随時、ホームページ等でお知らせします